政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「から、」を「から」に、「次に掲げる書類その他」を「法第十六条の二第一項の申請に関する当該交付申請者の意思を確認することができるものとして」に、「受けなければ」を「受け、並びに次に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項第一号中「個人識別事項（」を「当該指定された者から、個人識別事項（」に改め、「定めるもの」の下に「の提示を受けること。」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　次のいずれかに掲げる措置

イ　当該指定された者から、前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けること。

ロ　イに掲げる措置に準ずるものとして主務省令で定める措置

第十三条第七項第三号中「当該交付申請者の個人識別事項が記載され、」を「当該指定された者から、当該交付申請者の個人識別事項が記載され、」に改め、「もの）」の下に「の提示を受けること。」を加える。

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の五第三項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十六号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十七号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項及び第七項第一号、第二十七条の五第三号（同法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項第一号及び第四号、第二十七条の二十三第三項第三号、第五項第三号及び第六項並びに第二十七条の二十六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十二の三第四号ロ中「第十二条第七号」を「第十二条第八号」に改める。

第七条を削る。

第六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七号及び第八号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。

第六条の二第一項第四号を削り、同項第三号中「当該受益証券を」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「当該受益証券を」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者（第十一号、第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において「第一種金融商品取引業者」という。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が行う株券等の買付け等であつて、株券等の売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。次条第五項第三号、第十二条第八号及び第十四条の三の二第三項において同じ。）の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為のために行うもの